

日時：平成 26 年 4 月 22 日（火）午後 2 時～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（給与課長）

お待たせいたしました。本日は誠ににお忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。私は、人事室給与課長の古畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。まず一枚もので「大阪市特別職報酬等審議会次第」、同じく一枚もので「大阪市特別職報酬等審議会委員名簿」、冊子が 3 種類ございまして、「大阪市特別職報酬等審議会会議資料」、「大阪市会政務活動費について」、「大阪市会政務活動費交付金について」です。そして一番後ろにコピーではございますけれども、カット後の比較資料としてお付けしています。合計 6 種類ございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお手元の「大阪市特別職報酬等審議会 委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。

池田委員でございます。

（池田委員）

よろしくお願いいたします。

（給与課長）

生駒委員でございます。

（生駒委員）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

（給与課長）

倉持委員でございます。

（倉持委員）

よろしくお願いいたします。

（給与課長）

中村委員でございます。

(中村委員)

中村です。よろしくお願いいたします。

(給与課長)

西委員でございます。

(西委員)

西でございます。よろしくお願いいたします。

(給与課長)

藪根委員でございます。

(藪根委員)

藪根でございます。よろしくお願いいたします。

(給与課長)

山崎委員でございます。

(山崎委員)

山崎でございます。よろしくお願いいたします。

(給与課長)

渡部委員でございます。

(渡部委員)

渡部でございます。大学院教授の方は2年前に定年退職いたしまして、今は年金の国際比較に係る国際活動をしております。よろしくお願いいたします。

(給与課長)

続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。
人事室、黒住人事室長でございます。

(人事室長)

黒住でございます。

(給与課長)

同じく機谷次長でございます。

(人事室次長)

機谷でございます。

(給与課長)

同じく坂本次長でございます。

(人事室次長)

坂本でございます。

(給与課長)

財政局、稲森局長でございます。

(財政局長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

同じく松下財務部長でございます。

(財務部長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

同じく佐藤財務課長でございます。

(財務課長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

同じく上原総務担当課長でございます。

(総務担当課長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

市会事務局、中出次長でございます。

(市会事務局次長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

同じく小西総務担当課長でございます

(市会事務局総務担当課長)

よろしくお願いします。

(給与課長)

私、人事室給与課長の古畑でございます。出席者の紹介は以上でございます。

本日は、委員の皆様方のご就任後、最初の審議会となります。初めに審議会の会長の選出をしていただくこととなりますが、選出までの間は、事務局を代表いたしまして人事室長が当審議会の進行をさせていただきたいと存じます。

室長、よろしくお願いいたします。

(人事室長)

人事室長の黒住でございます。それでは、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。なお、当審議会は「会議の公開要領」に基づきまして、公開させていただいております。議事に先立ちまして、傍聴者の皆様方をお願い申し上げます。皆様方に配布しております「傍聴要領」の遵守事項等を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、ここで皆様には会長を選出させていただきたいと存じます。会議資料の 57 ページにあります「大阪市特別職報酬等審議会規則」第 3 条をご覧ください。

会長につきましては、委員の皆様の互選により、また会長の職務代理者につきましては会長のご指名により、決めていただくことになっております。会長の選出につきまして、推薦等はございませんでしょうか。

(倉持委員)

よろしいでしょうか。私は、この審議会の会長については、池田委員が大阪府の特別職報酬等審議会においても会長を務められるなど経験豊富であり、会長として適任であると考えますが、いかがでしょうか。

(人事室長)

ただ今、池田委員にお願いしてはどうかという意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(人事室長)

皆様の賛同がございましたので、池田委員に会長の任に就いていただきたいと存じます。それでは、池田委員、会長席へご着席いただきまして、以後の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(会長)

互選により専任されました、会長の池田です。大変重い課題をこれから皆様と共に一緒に取り組んでいくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは着席させていただきます。

なお、会長の職務代理者につきましては、規則第 3 条第 3 項によりまして、会長が指名することとなっておりますので、渡部委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

渡部委員、よろしくお願いいたします。

それでは既に市長がお越しになっておりますので、諮問をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

諮問書の提出

(市長)

お忙しい中、このようにお集まりいただきましてありがとうございます。

これから、特別職の報酬について、皆様にご議論いただいて、それを反映した制度にしたいと考えておりますので、お力をお貸し下さい。よろしくお願いいたします。

府の時も報酬等審議会を開いていただきまして、議論いただいた結果を反映しまし

た。一部、議員報酬については、答申どおりに行かなかった部分もありました。これは議会の判断というところであったんですが、非常にありがたい率直な審議会のご議論でして、今、僕の退職金は 81%カットとなりました。これは知事に合わせると、市の方ではこのような答申が出ていませんので、府の時の答申に合わせてですね、知事の報酬と知事の退職金を変えましたので、僕は知事よりも上に行く訳にはいかないということで、人事室に指示を出して、知事よりも下にしてくれという話をしましたら、給料については 42%カット、退職金については 81%カット、これは審議会の答申ということであれば、それは当然だと思っております。

ですから、その時のですね、府の報酬等審議会の時お願いしたのは、あるべき論をやっていただきたいということをお願いいたしました。それまでの審議会は、皆さんご存じのとおり、大体役所の方から 5%カット位でお願いしますとかですね、大体の幅が提示されるんですよね、大体そのあたりで落ち着くんです。そういう事は抜きで、本来の市長、副市長、それから議員の報酬というものは一体どうあるべきなのかというところを議論していただいて、あるべき論を出していただきたいと思いますが、これは大変、非常に会長もおっしゃられたとおり、重い任務と言いますか、住民代表の報酬についてですね、ここ一番議員としては、また、市長、副市長にしては重要なところでありますので、そこを決定するということは大変重い任務かとは思いますが、全国の自治体、やっぱり僕はちょっと報酬のありかたが歪んでるなと思ってまして、中々難しいところもあるかもしれませんが、是非、大阪府の議論、そして今度は大阪市の議論ですね、少しでもこの特別職の報酬のありかた、どうあるべきなのかという議論が少しでも広がればと思っておりますので、あるべき論で議論いただきたいと思っています。

特にですね、今回、市の資料では、他の政令市での比較の資料しか出ていませんが、僕は世界の各国の議員報酬のあり方や今の状況を見ていただいて、一体地方議員や特に首長も含めて、公選職というのはどういうポジションで、どういう報酬なのかというところを、或いはこれだけグローバルな時代と言われている以上ですね、他の政令市と日本国内の政令市と比較しても大体高い水準しか出てこないの、世界各国の議員報酬の資料をですね、渡部先生が専門家だと思っておりますので、そういう資料も出していただいて、ご議論いただけたらと思います。もちろん世界各国の事情と日本の事情は違いますが、それでも地方議員のありかた、当然、市長のありかた、グローバルスタンダードでどうなのかとの議論も必要かと思えます。そして、その報酬が決まると、多分、特別職の方からすると、そんな報酬ではやってられないという話になると思いますが、むしろ逆でして、そういう報酬の範囲で仕事をしなければいけないんだと、僕はそうだと思います。今の特別職の仕事のやり方が決して正しい姿だとは思っていません。もっと効率化出来るし、もっと省けるところは省けるという思いがありまして、必ず報酬を低くすれば、低くされた方から文句が出てくるかと思いますが、ここは審議会ですから、そういう声は置いてですね、審議会であるべき議論をお願いしたいなと思います。

退職金なんかについても、行政側からすると、特に副市長とか、これは特別職ですから教育長も入るんですか。

（人事室長）
入りません。

（市長）
入らないんですか。これ外したんですか。

（人事室長）
もともと入っていません。

（市長）
連続で副市長に2期も3期もなったり、市長に2期も3期もなった時に、毎回毎回4年毎で何千万という退職金を取っていくのかというのはそれは違うと思いますしね、連続で当選した、連続で任期が重なった場合の退職金のありかたについても議論いただきたいなと思っております。いずれにしろ、この大阪府の議論、大阪市の議論、まだまだ全国に波及しているような状況ではなくて、みんなですね、大阪府の審議会の議論は全国の自治体は無視しているような状況ですので、みんな耳に入れない、無視していることが一番という状況ですので、今度は、大阪市の審議会の皆さんにご意見をいただいてですね、少しでも日本全国に広まるように、僕はまた、日本維新の会という国政政党の代表でもありますので、全国の自治体に広げていかなければならないと思っておますので、そういう意味で全国の自治体をリードするようなご議論をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（池田会長）
市長の、非常に鮮明といいますか、お考えは承りました。それでは諮問いただきました事項につきまして、当審議会委員で真摯に議論し、市民の皆様にご理解いただける答申をまとめてまいります。ここで市長につきましては、所要がございますので、退席されます。

（橋下市長）
すみません。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

（池田会長）
それでは、第1回目の審議に入りたいと思います。本日は、大阪市会議員の報酬、政

務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額について諮問を受けました。まず、今後の日程といいますか、スケジュール感の確認をしておきたいと思います。

（人事室長）

今回の諮問は、多岐にわたっており、一定のご議論をいただく期間が必要と考えております。私どもと致しましては、10月を目途に答申をいただくことが出来ればと考えております。

（池田会長）

ただ今、10月を目途に答申をまとめる必要があるとの説明がなされた訳でございますが、従前の市の特別職報酬等審議会のスケジュール感を見ておりますと、十分な期間をいただいていると思います。このあたりについていかがでしょうか。

（渡部委員）

申し訳ありません。少しよろしいでしょうか。

（池田会長）

はい。

（渡部委員）

そうしますと、審議は7回しかありませんですね。やはり先ほど市長もおっしゃったように、画期的なテーマについて議論する訳ですから、もし10月というのが色々な事情から動かせないのであれば、月2回ペース、最低でも10回は必要ではないかと思えます。国会議員の年金の調査会なんかはですね、議論が錯綜しましたがけれども、月2回ないし3回は激論した訳であります。それでですね、私は月1回では真摯な議論は出来ないと思う訳です。

昨日、ニュースで見たのですが、西宮市長かなにかがですね、私は東京ですから知らないのですが、インタビューを受けていた時にですね、市長の報酬について発言してはいかがですか、と質問されたらですね、市長が「それは100万単位のことですか」と答えた訳ですね。それは金額じゃないんですね。金額じゃなくてですね、特別職の報酬はいかにあるべきかという本質論を市長が議論しろという訳ですから、大阪市は金額ではなく、本質に迫って、世界から見た地方自治のあり方の視点から議論せよということは、実に素晴らしいと私は思います。そうしますと、やはり月2回くらい、せめて10回ないし12回くらい必要ではないかと思えます。

（池田会長）

はい。ありがとうございます。10月というのは、11月の市会に合わせての段取りもあるかと思います。今、渡部委員からご指摘いただいたことについては、また検討させていただきたいと思います。今後の当審議会の運びについては、大きく分けて2つの課題を市長に諮問事項としていただいた訳ですので、1つは市長及び副市長に関する事項、もう1つは市会議員に関する事項と、この2つである訳です。まず、どちらかに議論を集中させていく必要があるかと思います。まず、市長及び副市長の給料、退職手当等について議論し、答申の内容を整理しつつ、その後市会議員の報酬、政務活動費について議論に入り、答申の内容を整理していくということではいかがでしょうか。

（委員一同）

賛成です。

（会長）

ありがとうございます。では、これより、諮問事項に関する現状等について市側より説明を受けたいと思います。

（給与課長）

人事室給与課長の古畑です。それでは、ただ今より本審議会の審議経過及び国、他都市の状況等につきまして、お手元の会議資料に沿ってご説明させていただきます。失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。

それでは、まず1ページをお開き願いたいと存じます。

市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務については、特別職報酬等審議会の担当事務となっております。ここでは、その点に関する国の通知を抜粋しております。

当審議会の設置の趣旨といたしましては、特別職の職員の報酬等の額の決定について、第3者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期するために設置するものとされております。

また、特別職の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞かなければならないとされております。

その他、必要な資料、現在の政務活動費であります政務調査費、特別職の退職手当が当審議会の担当事務となったことに関する通知等でございます。

続きまして、4ページでございます。この資料は、特別職の報酬等の性格についてまとめております。

市長・副市長に対しては、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当、具体的には現在の地域手当に相当する調整手当、期末手当等に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないとされております。

また、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間の賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自らその性格を異にしているとされております。

続きまして、5 ページでございます。このページ以降に記載しております給料や報酬等の金額は、特に表示のない場合、全て条例上の本則値でございます。

実際の支給額は、特例減額、いわゆるカットにより本則値よりも下回っているケースも多くありますので、減額後の実支給額は、一番最後につけております別添資料でお示しさせていただきます。

それでは、5 ページに戻っていただきまして、市長・副市長の現在の給料等についてご覧ください。

具体の内訳でございますが、市長を例にご説明いたしますと、給料月額が 1,420,000 円、地域手当、給料月額の 10% を含めた月額支給は 1,562,000 円となります。また、期末手当は年間で 7,403,880 円となり年収ベースでは合計で 26,147,880 円となります。退職手当につきましては、4 年間、48 カ月の任期を満了した場合 39,532,800 円となります。

続きまして、6 ページでございます。この資料は、市長・副市長の職務・職責についてまとめております。

一般職と特別職の違いについて、指揮命令関係 専務職 終身職 成績主義 政治職といった観点で違いをまとめております。

市長、副市長につきましては、その選任方法 任期 退任 職務について、内容をまとめております。

続きまして、7 ページでございますが、この資料は、市長・副市長の給料の改定経過を一覧にしたものでございます。

直近の改定といたしましては、当審議会の答申に基づき、平成 23 年 1 月に報酬額等を改定しておりまして、現在の給料等の額となっております。

なお、一番右の欄は、同期間に行われました一般職職員の給与改定率を記載しております。

続きまして、8 ページからでございますが、この資料は、政令指定都市の市長、副市長の給料及び地域手当並びに期末手当と月額ベース・年収ベースの給与を一覧にしたものでございます。本市の水準は市長、副市長ともに政令指定市中では、上位となっております。なお、最下段には、参考に大阪府の知事、副知事の額を記載しております。

続きまして、10 ページでございますが、ここでは、市長及び副市長の退職手当の算出方法等を示しております。

市長及び副市長の退職手当の額は、給料月額に、在職月数及び支給割合を乗じて算出いたします。11 ページの上段にございますように、本市においては、平成 23 年 8 月の当審議会の答申を踏まえて、平成 23 年 10 月より、支給割合を市長 58 / 100、副市長 47

/ 100 としたところであります。

続きまして、11 ページの中段でございますが、ここでは、退職手当の性格についての一般的な考え方を記載しております。

地方公共団体の首長等の退職手当について論じたものではございませんが、参考といたしまして、民間企業の退職金につきましては、「勤続報償説」、「賃金後払説」「生活保障説」の3つに大別されるようでございます。また国家公務員の場合、一般職の職員の退職手当は、基本的に「勤続報償説」に立つものと考えられているようでございます。

続きまして、12 ページからでございますが、この資料は、政令指定都市の市長及び副市長の退職手当の額を一覧にしたものでございます。本市の水準は、市長、副市長ともに、上位にございます。

続きまして、14 ページでございます。この資料は、国の特別職国家公務員の例として、最高裁判所長官の退職手当の額及び計算方法を参考にさせていただいております。

続きまして、15 ページでございます。この資料は、議員の現在の報酬等についてまとめております。

左から、議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議員の順で記載しておりますが、議長を例にご説明いたしますと報酬月額が 1,200,000 円、期末手当が、年間で 5,688,000 円となり、年収ベースでは、20,088,000 円となっております。

続きまして、16 ページでございますが、この資料は、議長、副議長、常任委員長、常任副委員長について、選任 任期 退任 職責について、その内容をまとめております。

続きまして、17 ページでございますが、この資料は、議員の報酬の改定経過を一覧にしたものでございます。

直近の改定といたしましては、表の一番下の項にございますが、平成 22 年度の審議会答申に基づき、平成 23 年 1 月に報酬額等を改定しておりまして、現在の報酬等の額となっております。

続きまして、18 ページから 20 ページには、政令指定都市の議員報酬を月額ベース・年額ベースで一覧にしたものを記載しております。ここでも、大阪府議会の議員報酬を参考に記載しております。

報酬水準では、議長、副議長ともに政令指定都市議会中、それぞれ上位となっております。また、常任委員長、常任副委員長の報酬額につきましては、政令指定都市で 4 市が採用しております。

続きまして、21 ページからの「市会活動状況」、「請願・陳情受理件数」、「議会活動状況比較表」につきましては、後ほど説明させていただきますので、少しとばしていただきまして、24 ページをお開きください。

市長、副市長、市会議員の報酬等につきましては、先にご説明させていただきました

ように、本市におきましては条例上の本則値とは別に、本市の厳しい財政状況を背景に、それぞれ特例の減額措置を講じておりますので、その内容をまとめたものでございます。

まず、市長につきましては、平成 24 年 4 月から現市長の在任中において給料月額を 42%減額して支給しており、退職手当につきましても 81%を減額することとしております。

また、副市長につきましては、平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間において給料月額を 28%減額して支給しており、退職手当につきましては、当分の間、50%減額措置を講ずることとしております。

市議員につきましては、議会の主体的な取り組みといたしまして、平成 23 年 4 月から平成 27 年 4 月 29 日までの期間、議員報酬を 20%減額して支給しておりますとともに、後にご説明いたしますが、政務活動費につきましても、同様の期間において、本来の額から 10%の減額措置を講じております。

続きまして、25 ページをご覧ください。

前回答申のありました平成 22 年を 100 とした場合、全国と大阪市内における消費者物価指数の推移を一覧表にお示ししております。全国では、25 年の指数が年平均で 100.0 となり、横ばいとなっております。

続く、26 ページからの「予算規模等一覧」、「今後の財政収支」につきましては、後ほどご説明させていただきますので、28 ページをお開きください。

ここからは参考資料を付けさせていただきます。

まず、28 ページでございますが、この資料は一般職の職員の給与改定の状況をまとめたものでございます。

前回の答申以降の期間ということで平成 23 年度以降の数字を載せております。一般職の職員の給与改定につきましては、真ん中あたりの給与改定率の欄にございますように、平成 23 年度はマイナス 0.44%、平成 24 年度は改定なし、平成 25 年度はマイナス 4.19%でございます。

このうち、部長級以上の幹部職員の給与改定率は、右端の欄にございますように、平成 23 年度はマイナス 0.50%、平成 24 年度は改定なし、平成 25 年度はマイナス 5.02%となっております。

また、平成 23 年度から平成 25 年度までの給与改定率を累計いたしますと、一般職の職員平均でマイナス 4.61%、幹部職員で見ますとマイナス 5.49%となっております。

なお、29 ページから 34 ページに平成 25 年の本市人事委員会の給与報告・勧告の概要をつけさせていただいておりますが、この内容に基づきまして、平成 25 年度の一般職の給与改定を、行ったところでございます。また、35 ページから 36 ページに平成 25 年の国の人事院の給与等に関する報告の骨子をつけさせていただいております。その主な内容といたしましては、月例給、ボーナスともに改定なしとなっております。

続きまして、37 ページからでございますが、この資料は、平成 20 年度、平成 22 年

度、平成 23 年度に当審議会からいただきました答申でございます。

続きまして、47 ページでございますが、この資料は、退職手当に係る所得税法上の取扱いが平成 25 年 1 月以降変更となっておりますので、その内容についての資料でございます。

続きまして、49 ページでございますが、この資料は、政令指定都市の都市規模の比較のために作成した資料でございます。

内容といたしましては、面積、人口、昼間人口、流入人口、民間事業所の数など 18 項目について、各政令指定都市間で比較をしております。大阪市におきましては、18 項目中 15 項目で上位 3 位以内となっております。

続きまして、51 ページからの資料でございますが、ここからの資料は、特別職の報酬等に係る関係法律、条例、当審議会の設置根拠である「執行機関の附属機関に関する条例」、また、当審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた「特別職報酬等審議会規則」、当審議会の公開要領、傍聴要領を添付させていただいております。

それでは、先ほど説明を見送りました 26 ページからの「予算規模等一覧」、「今後の財政収支」につきまして、財政局よりご説明申し上げ、その後、21 ページからの「市会活動状況」、「請願・陳情受理件数」、「議会活動状況比較表」につきまして市会事務局からご説明申し上げます。

市会事務局からは、別冊となっております「大阪市会政務活動費について」も、併せてご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

（財務部長）

財政局財務部長でございます。続きまして本市の財務状況等につきまして私の方から説明させていただきます。資料の 26 ページをご覧ください。

政令指定都市及び主要な都府県の仕事のボリューム感を示すものとして「予算規模」と財政状況の厳しさを示す「財政指標」のうち、代表的なものを一覧にして掲載しています。

予算規模につきまして、大阪市は政令指定都市の中で最も大きく、また、大阪府よりは若干下回るものの、東京都を除く主要な府県よりも予算規模が大きいことが伺えます。

予算規模が大きい理由といたしましては、通常の都市の仕事に加え、100 万人を超える昼間の流入人口に対応するため、地下鉄やごみ処理施設等の都市インフラの整備を行っていることなどが主な要因となっております。

続きまして、経常収支比率についてですが、これは財政構造の弾力性を示す指標でして、数値が大きいほど財政が硬直しているというものであります。

本市は、生活保護費などの扶助費や、借入金の返済額である公債費などが相対的に大きいため 100% を超えておりまして、政令指定都市の中でも最も高い数値になっております。

次に実質公債費比率についてですけれども、平成 20 年 4 月に施行されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくもので、その数値が大きいほど、その財政が厳しいということを、「統一的な物差し」として示している次第でございます。

「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する実質的な公債費、つまり借入金の返済額等の程度を示す指標として使われております。

本市ではこれまで将来の借入金の返済に備えて、ルールどおり減債基金への積立を着実に行ってきているため、「実質公債費比率」は他都市に比べても良く、20 市ございます政令指定都市の中で 5 番目に小さい数値となっております。

続いて「将来負担比率」についてですが、特別会計や第 3 セクターなどを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額の、現時点での残額の程度を連結決算的に示したものであり、本市は政令指定都市中で 7 番目に大きな数値となっております。

続いて早期健全化基準と財政再生基準についてですけれども、早期健全化基準が地方公共団体の自主的な健全化が求められる数値であり、財政再生基準が国の関与によって財政の健全化を図る数値です。現在のところ、政令指定都市、都道府県でこれらに該当する自治体はありません。

続いて、今後の財政収支概算であります。こちらは平成 25 年 2 月に作成したものです。

大阪市では、将来世代に負担を先送りしないため、「補てん財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、市政の抜本的改革を進め、単年度での「通常収支の均衡」を目指すこととしています。

この財政収支概算は、そのために必要となる収支改善の目安を示すために一定の前提により試算したもので、前提条件としては、平成 25 年度当初予算の学校教育 I C T 活用事業、塾代助成事業など新規・拡充分を加味して作成しております。

その一方で、市政改革プランに基づく見直しや、人件費の削減効果等を可能な限り織り込んでおります。試算の結果、中ほどのグラフにあるとおり、依然として、ここ 10 年は 300 億から 400 億円程度の通常収支不足が見込まれておりまして、いまだ収支不足解消には至っていません。

現在、平成 26 年度の 5 月補正予算の作業を進めておりまして、この額より約 100 億円を超える数字で好転しそうな見込みでございます。改定版につきましては次回の審議会を追加資料として提出させていただきます。

こうした状況を踏まえ、今後も通常収支不足、単年度の均衡に向け、引き続き市政改革プランや、府・市による広域行政・二重行政の一元化を着実に実現していくとともに、更なる自律的な改革に取り組むことなどにより、補てん財源に依存せず、収入の範囲で予算を組むことを目指し、持続可能な財政構造の構築を図る必要があると認識しております。財政局からの説明は以上でございます。

(市会事務局次長)

市会事務局次長の中出でございます。続きまして、市会活動状況等及び政務活動費に関しましてご説明をさせていただきます。

まず、21ページ、市会活動状況についてと題した資料をご覧ください。地方公共団体の議会は、法律で定例会と臨時会とするとされておりますが、大阪市の場合は、条例により、定例会を年3回開会することが定められております。その開催日数ですが、表の左の欄にありますように、ここ5年間の平均では16.4日、平成25年度では19日となっております。

また、議会には、分野を決めてそれぞれ専門的な審議をしていただくため、常任委員会、運営委員会及び特別委員会を設置出来ることになっておりまして、本市におきましては、事務事業の部門ごとに6つの常任委員会、財政総務、教育こども、民生保健、都市経済、建設消防、交通水道を設置しておりますほか、運営委員会と特別委員会を設置しており、特別委員会につきましては、下の注意書きにありますように、平成25年度では、公営企業・準公営企業会計関係と一般会計関係の2つの決算特別委員会を設置し、また、市政改革の取組状況の審査というテーマ、地方税財源の拡充や大都市制度の確立というテーマ、環境問題への対応というテーマ、交通ネットワークの効果的整備並びに市営交通事業の民営化というテーマ、これら4つのテーマにつきまして特別委員会を設置しております。これら、常任委員会、運営委員会及び特別委員会が実質審議の場となっております。

常任委員会、運営委員会及び特別委員会の開会日数でございますが、表にありますように、平成25年度は、常任委員会につきましては87日、運営委員会につきましては25日、特別委員会につきましては33日となっております。

次のページからは、「請願・陳情受理件数」をお示ししております。平成25年度では、請願7件、陳情208件となっております。市民からの請願・陳情がございましたら、関係する各常任委員会で審査され、請願の場合は、審査が終了すれば本会議に提出されることになります。これらの審議を行うために、各議員においては、常日頃、市政について様々な調査・研究を行うとともに、市民の声を集め、行政に反映させるため、福祉・教育・住宅・生活環境などの各分野において、各種相談・活動要望などされているところでございます。

地方分権の進展に伴いまして、地方の役割がますます高まります中、市民ニーズもますます多様化しておりまして、緊急に取り組むべき課題も多く、議員が調査・研究すべき問題は更に一層多岐にわたっているというのが実情であります。

次に、23ページの資料、議会活動状況比較表は、政令指定都市及び東京都、大阪府の議会活動状況を一覽にまとめておりまして、人口、議員数並びに、議員1人当たりの人口や、本会議開催状況などを記載いたしております。なお、他都市においては、開催日数などについて、暦年で計数把握していることから、本市の計数も暦年で表示させて

いただいております。

議員定数につきましては、大阪市では昭和62年以来、90人でしたが、平成15年度から平成22年度までは1名減の89人、平成23年度からは更に3名減の86人となっております。議員1人当たりの人口につきましては、東京都と大阪府を除きますと、横浜市が43,070人と一番多くなっておりまして、次いで大阪市の31,213人、名古屋市の30,285人となっております。また、資料にはございませんが、本市は昼間流入人口が多く、平成22年の国勢調査での昼間人口は約354万人でございまして、議員1人当たりにいたしますと約4万人となりますので、概ね、横浜市と同程度人口となっております。

以上簡単ではございますが、市会の活動状況につきましてご報告申し上げます。

続きまして、大阪市会政務活動費についてとあります資料についてご説明させていただきます。

（渡部委員）

ちょっとよろしいでしょうか。

かなり詳細なことを次々とかう、お話いただき非常にありがたいのですが、疑問点が出た時は、一人ひとり質問する訳にはいかないですか。

（池田会長）

ほとんど終盤にさしかかっていますので。今しばらくお待ちください。

（市会事務局次長）

では、大阪市会政務活動費についてとあります資料についてご説明させていただきます。まず1ページ目の資料、政務活動費の概要をご覧ください。

地方自治法の一部改正を受け、平成25年3月に大阪市会政務調査費の交付に関する条例が改正され、従来の政務調査費から政務活動費へと名称を変更するとともに、交付の名目を「大阪市会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため」とし、調査研究活動にその他の活動を追加してございます。その他の活動の内容としましては、要請・陳情活動費を新設し、会議費に団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費を追加しておりますが、この改正は全国市議会議長会が作成した素案に沿ったものとなっております。

政務活動費の交付については、現在、会派もしくは議員、会派が選択した場合には会派及び議員に交付する制度となっており、現在はすべて会派への交付を選択されております。

交付額は月額57万円に会派所属議員数をかけた金額となっております。なお、現在、特例条例による減額措置を実施しておりまして、実際の交付額は月額51万3千円に会派所属議員数をかけた金額となっております。

政務活動費は、調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付され、条例の別表に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならないこととされており、別表には、調査研究費、研修費等 10 の費目が定められております。収支報告等に関しましては、次ページの資料でご説明申し上げます。

では資料 2 ページ、市会での政務調査費・政務活動費の透明性確保の取り組みをご覧ください。透明性確保の取り組みとして、平成 18 年 4 月交付分から 5 万円以上の支出について、また、平成 22 年 4 月交付分からはすべての支出について領収書等当該支出の事実を証する書類を添付した収支報告書を議長に提出することとし、議長はその写しを一般の閲覧に供しております。

平成 18 年 7 月には、政務調査費の取扱い要綱及び手引きが策定され、手引きにつきましては適宜改訂作業を実施し、使途基準の明確化に努めておりまして、平成 25 年 4 月には、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は 2 分の 1 を按分の基準とすること、また、同一生計の親族に対する支出を認めないこととする改訂を行っております。

また、政務調査費から政務活動費への制度改正にあわせ、議長は必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用と、使途の透明性確保に努めるよう条例で規定しております。

次に資料 3 ページ、報酬、費用弁償額、政務活動費改定推移をご覧ください。議員報酬につきましては適宜見直しが行われ、本則が月額 97 万円、現在特例条例により減額措置が実施されておりますので、実際の支給額は月額 77 万 6 千円となっております。費用弁償につきましては平成 18 年度より廃止されておりまして、政務活動費につきましては、平成 21 年度より特例条例により 10% の減額措置が実施されているほか、平成 23 年 1 月より本則が改定され、月額 60 万円から月額 57 万円となりましたので、現在実際の支給額はさきほどご説明させていただきましたとおり、月額 51 万 3 千円となっております。

次に、資料 4 ページをご覧ください。政務調査費・政務活動費の支出額の状況でございますが、過去 5 年の推移について表にまとめております。交付額については議員定数や支給額の削減により減少してきております。また、執行率は毎年度 90% 以上となっております。

次に、資料 5 ページをご覧ください。平成 24 年度の支出内訳でございます。平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月までは政務調査費、平成 25 年 3 月分は政務活動費ですが、政務調査費と政務活動費を合算し、年度トータルでの数字となっております。執行総額は 4 億 8822 万 8 千円となっております。構成割合の大きいものは、会派が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費でございます。人件費が 2 億 2192 万 6 千円、

45.5%、次いで、会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費でございます事務所費が 9,588 万 4 千円、19.6%、会派が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費でございます事務所費が 6,653 万 5 千円、13.6%となっております。

次に、資料 6 - 1 ページ、政務活動費の比較でございますが、議員 1 人当たりの交付月額につきましては、各都市の規模等により額は様々ですが、本市の交付額 57 万円は、東京都の 60 万円と大阪府の 59 万円より低くはありますが、政令指定都市の中では 1 番高く、次いで横浜市の 55 万円、京都市の 54 万円となっております。なお、現在交付額を減額しているのは大阪市と千葉市のみとなっております、減額措置を反映いたしますと、政令指定都市の中では大阪市は横浜、京都に次いで 3 番目となっております。

続いて、資料 6 - 2 ページ及び 7 ページでは政務活動費に関する他都市の状況をまとめております。透明性の確保に関しましては、東京都、大阪府を含め、政令指定都市においてはすべての都市が、領収書など支出を証する書類をすべての支出に対して添付しております。

最後に資料 8 ページ、前回平成 20 年 12 月に審議会からいただきました答申の抜粋でございますが、大阪市会が他政令指定都市に先駆けて取り組んできた政務調査費の透明性を一段と強め、それを確保するとともに、当時議員報酬 5 %、政務調査費を 10 % 減額するとした議会の意思を尊重するとの答申をいただいております。

説明は以上でございます。

(池田会長)

ありがとうございます。ただ今、市の方から説明をいただきました。ご質問をいただくとなると限られた時間になってしまいます。そこで、先ほど市長及び副市長の給料、退職手当等について先に集中して議論することになると決めさせていただきましたので、特に今の説明の中で、市長及び副市長の給料、退職手当等に絞って皆さんから、ご意見、ご質問等いただいて、議論してまいりたいと思います。

まずは、市長及び副市長に関する事項について、いかがでしょうか。

(渡部委員)

非常に詳細なお話をいただきありがたかったのですが、よく理解出来ない点がありました。

まず一番最初に、27 ページ、通常収支不足額の推移、非常にありがたいよく分かる数字なのですが、この背景に市の債務はどのように累増して、また減少しているのかをグラフかなにかでお示しいただければありがたいと思います。これは単年度ごとですかね。全体として、どのようにして税収の対比で増えているのか減っているのかということをもっと伺いたい。

(財務部長)

今回の審議会の時に、借金の推移等の資料をお示しさせていただきます。

(渡部委員)

それはどの自治体でもですね、それなりに議論していますので。

(財務部長)

分かりました。

(池田会長)

よろしくお願いします。それでは、特に質問はございませんか。なければ、各委員の意見を伺うということにいたします。順番は特に決めておりませんが、座席順で生駒委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(生駒委員)

詳細なご説明、ありがとうございます。何分初めてな業務でして、これから一緒に勉強させていただきながら、一生懸命考えていきたいと思います。まず、一番気になったことは、赤字財政であるというところで、色々決めていかなければならないところで、先ほどおっしゃった推移表というのは、見せていただきたいと思います。また、今回給料を改定されるというところで、私は会社経験者ではあるんですけども、他の行政との対比と、あと、先ほど市長がおっしゃっていました海外の状態の情報を見させていただいて、また次の議論に入らせていただきたいと思います。

(池田会長)

はい。それでは、倉持委員。

(倉持委員)

先ほど、市長から色々都市の目的等について発言がありましたけれども、私自身が思うのは、相当このような財政上の理由があって減額はされておりますが、これは橋下市長在任中だからこういう報酬ではなしに、市長が誰に変わってもある程度の期間、報酬というものについては、本来あるべき姿としては、仕事に見合った報酬というのが、一定程度必要なのではないかと。特に思いますのは、私は企業経営ですけれども、市長と副市長の差が大体 8 割くらいなのですが、そういったものが妥当なのかどうかですね。少なくとも、市長は選挙民によって選ばれ、副市長はそれがないという。退職手当なんかにつきましても、一般の公務員については 30 年 40 年勤められて辞められる。一方、

4年で退職される方と、退職金はそういった一般職の方と、特別職の方と、同時に論ずるのもあれかなと思います。これは、あるべき姿から言いますと、退職手当は廃止をして、むしろ月額報酬、期末手当も必要かもしれませんが。すべて一般職、あるいは国家公務員の体系をそのままもってきているのは、戦後あるいは戦前から続いている体系なんですけれども。こういった特別職の報酬というものは、私はもう、一本でいいんじゃないかと。そのことで考えていくのが、筋ではないかと思います。感想であって申し訳ございませんが。それと一つ、事務局の方にお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

規定ではなしに、実態として、市長と副市長の勤務実態をですね。さっき市会の活動実態をですね、載せていただいていますけれども。実態としての勤務は、月単位で見ると、常勤的な位置づけということでよろしいでしょうか。

（人事室長）

それで結構です。

（倉持委員）

はい、分かりました。ありがとうございました。

（会長）

それでは、中村委員。

（中村委員）

ご説明ありがとうございます。1回目の会議ということで、私も府の会議には出席させていただきましたが、市の状況についてはまだ理解が低くてですね、今後一緒に議論させていただくにあたり勉強させていただこうと思っているんですけれども。本日説明いただいた資料のですね、26ページ、27ページに書いていただいている、現状の財政状態ですね。これは私の考えなんですけれども、これは今後、この委員会で議論させていただこうと思います。市長というのは、市の中の、ある意味経営者と捉えられると思うんですね。その市全体の財政を、退職金なりに反映させて考えていただくのは、私の感覚からいくと重要なことかなと思っておりまして、今いただいている資料ですと、ちょっと今の財政状態について、素人の私の立場から言わせていただくと、充分理解させていただきにくい形になっているかと思います。今の書いてもらっている状態だと、通常収支では不足が起こっていますけれども、補てん財源を利用すると、不足は生じていませんということなんですけれども。補てん財源という言葉が、充分理解出来る形で書かれていないのとですね。将来的に、どういう形で発生してくるのか。どういう形で何をどれくらい先送りにしているのかということについて、もう少し理解に繋がる資料をご用意

意いただければなと、考えています。

（池田会長）

それでは、西委員。お願いします。

（西委員）

色々ありがとうございます。一消費者としてですので、なかなか難しいことは分からないんですけれども、ただ色んなニュースなど見ておりますと、最近大阪市だけではなくて、色んな自治体の首長さんたちが、削減、削減、報酬削減と聞いているんですね。多いように感じているんですね。給与の比較を見ますと、そういうのが勿論載っていませんので、出来れば他の自治体がどういう風にどのくらい、そんな全てでなくていいんですけれども、例えば名古屋であるとか、どこかはこのくらいやっているんですよというのを参考にさせていただけたらなと思います。

（給与課長）

今のご質問につきまして、本日お配りさせていただいております資料の一番最後に数ページ資料が綴じているところがございます。別冊子としてですが、政令指定都市のそれぞれのカット後の金額を都市別でお示ししておりますので、ご参考までにお願いたします。

（西委員）

ありがとうございます。

（池田会長）

それでは引き続いて、お願いします。

（藪根委員）

今日は色々を見せていただいて、ありがとうございます。私どもも専門的なことは細かいところまでは分からないんですけれども、市民の立場から発言させていただくとしたらですね。お給料というのは基本的に会社の、他の先生方の議論と被ってしまうかもしれないんですけれども、会社としての収支のバランスが整って、初めて充分な額というのが発生するのではないかと考えています。その額というのは、その方の仕事の重要性を示すものと思っていますので。その重要性を示す上で、職責を担ったものであるべきだと思います。市長の給料を充分話し合う上において、全ての額が市民の税金から出ているということを考えまして、市民の感覚というものを加味して議論させていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いたします。

(会長)

それでは山崎委員、お願いします。

(山崎委員)

私も、最初に、今でなくてもよろしいんですけど、補てん財源というものは、次の時で結構なんですけれども、どういうものなのかということは是非教えていただきたいなと思います。補てん財源がいくらでもあれば収支不足はなくなるといった不思議な財源だなあとしますので、是非教えていただきたいなと思っております。

入口の論議で大変恐縮ですけれども、委員を受けておいてこういうことを申し上げるのもおかしいのかもしれませんが、橋下市長は大阪市を解体するとおっしゃっている訳で。都構想の中でもですね。そうすると大阪市はなくなる。ところが市長の、特別職の皆さんの報酬を議論は何か意味があるのかということですね、思ったんですけれども。そうではなくて、今、市長のおっしゃったとおり、基本的なあるべき論で話すなら意味があるとは思いますが。そういう意味では特別職の報酬とはいかにあるべきなのかということ掘り下げないといけないのかなということを今改めて思います。

またもう一つは、特別職ですので、一般の従業員ではありませんので。企業でいうと企業経営者でありますのでね。そういう意味では、やはり私は、非常に大雑把な議論で恐縮ですけれども、年俸にした方がはっきりするのではないかと。退職金の付け方についてはやはりよく理解出来ないと思ったんですね。そういう意味ではやはり年俸という考え方を導入するのもいいと思うのと、もう一つは、これは究極の職務給だと思うんですね。こういう職務に対して、どれくらいの年俸が適当なのかという。これの目安がないんです。目安というのは、他の政令市がいくらというのも目安にはなるとは思うんですねけれども、これが正しいのかどうかという議論も掘り下げていくと多分、また出てくることになると思いますので、是非そういう議論ができればありがたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。では、渡部委員。

(渡部委員)

色々お聞きしたいことは沢山あるんですが。まずはですね、基本に返ってですね、まず地方自治体のですね、特別職の方々の報酬というのは、世界動向から見たらどうかということからですね。ベスト 100 とか見れば、地方自治とはいかにあるべきかということからですね、判断すべきだと思うんですけれどもね。大阪府の時はですね、事務局の方の、私の本である中央議会・地方議会議員年金制度という本ですね、これ世界で初

めての本らしいんですけどもね、これには特別職の方の報酬なんかも載せております。リーマンショックがあったから、外国で増えたんじゃないくて、横ばいか減ったんですけどもね。ニューヨークは800万円を超えておりますが、議員報酬は大阪市はニューヨーク市の倍以上なんですね。それを更に住民1人当たりで考えたら5倍から10倍以上といった格差もありましてですね。大阪府の職員の方は、こういう主だった表なんかも事前に配ってくれたりしたんで、もし可能であれば、主だったところだけでも表にして、次回出していただければありがたいと思います。

要するにですね、さっき市長も言われたように、国際的視野からものを見てほしいと。私はですね、単に細かいことをいうのではなくて、国会議員互助年金の時に、私は大激論をしたんですよ。それで結局ですね、世界に類を見ない制度、それを、給付をちょっと下げて、負担をちょっと上げて、それでやろうとなって、5対1で私は負けた訳なんですけれども。私は最後にですね、国際動向から見て、国民の年金、例えば厚生年金であるならば、厚生年金に一元化してですね、プラスアルファとして、企業年金的なものとしてですね、必要悪として、議員年金制度を再構築したらいいと言ったんですね。そしたらもう、国会議員の与党・野党問わず批判されましてですね、結局私が予想したとおり、こんな答申を出したら必ず国民の反感を受けて廃止になりますよと言ったらですね、そのとおり廃止になりましてね。それから私は与党・野党の議員から、先生はとんでもないことをいう人だと思っていると、先生の見識はやっぱり合っていましたねとよく言われます。つまりですね、日本の中央政治ではなく地方自治はですね、よその国では、いいですか、さっきありましたけれども、議会の夜間の開催は、大阪市は年何回やっていますか。それはですね、議員案件ですか。つまり、よその国では、ニューヨーク市をはじめ、住民の代表として夜間に開催もすると。そうすると昼間は仕事もありますから、こんな報酬入らない訳ですよ。そして、政務調査費とかそういう色んなこともですね、中央政府にはですね、きちんとしたそういう、議会のための調査機構がありまして、市にも議員のスタッフの要請を受けてきちんと調査研究する部局がありまして、非常に不透明なですね、不透明な給与の典型とまでマスコミは言っておりますけれども、そういうものはまったくいない訳ですよ。ですから、議員とはいかにあるべきかという根本から大阪を考えていけないとですね、この大事な都市が、苦しい財政状況がますます悪化していくと私は危惧しております。ですから、もっともっと議員さんが夜間にですね開催をして、本来の仕事を持ちながら、議員もできると。そういう地方自治議会のあり方、それと対応する首長さん、副首長さん、そういう体制にもっていかないとなかなか、この大阪の再生ということは、難しくなるんじゃないかと危惧しております。

（池田会長）

はい、ありがとうございます。なお、ご議論いただければと思いますが、追加でもしご意見ございましたら。よろしいですか。今まで出てきたご意見を、ざくっとまとめさ

せていただきたいと思います。次回の審議会で何をするかという部分にも関係するかと思います。

一つは、山崎委員からもご指摘いただきました、そもそも「特別職の報酬のあり方」、この点についてしっかり議論した方がいいのではないかと。この点については、特に年収ベース、年俸制含めて、退職手当を廃止した上で、一般化するところのあたりを含めて議論があるべきかなと思います。

それから、もう一つは、市長及び副市長の論点について先行するということと言いますと、やはり勤務実態がどうなるかという、先ほどご指摘いただいたあたりのところを、副市長に同席いただいた上で、その辺り議論していくということも必要があるのかなということですが。

ざっとまとめましたので、委員の皆様方のご指摘がありましたら、ご感想、コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

（生駒委員）

すみません。今言っていたことは是非今後深く議論していきたいことと、あと、任期が続いた場合の、退職金がどうかや年俸制にするかは考えないといけないんですけども、続いた場合、今なら毎回クリアになって進まれているかと思うんですけども、そこも皆さんと議論させていただきたいと思います。

（池田会長）

ありがとうございます。一本化をする議論もありますが、現行を維持した上で、先ほど市長がご指摘されたこともあるかと思いますが。更に、何かご意見ございませんでしょうか。

（山崎委員）

一つお願いしたいんですけども。大阪府で審議会をやられたと思いますのでね。その内容を教えていただければありがたいなと。ホームページに載っているのでしょうか。

（池田会長）

はい。これは全部載っております。

次回、どういう議論をし、どういう進め方をしていくかというコメントもいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（渡部委員）

難しいことよりも、月に1回にするかですね、10回か12回くらい、月2回くらいのペースでですね、重要なことですからね。単に形式的な答申だけをしたのでは申し訳な

いと。やはりある程度本質的な議論をするために私は、月2回くらいのペースで、11月というのはタイムリミットで決まっているそうですからね、お互い忙しいとは思いますが、じっくりと議論した方がより良い答申が出来ると思います。

（会長）

ありがとうございます。その他、ご意見等いかがでしょうか。

それから、次回提出いただく資料については、委員の皆様からご提案いただいたところで、特に本日財政収支の関係では、かなりつつこんだ形で、改定版を出していただける訳ですけども、それ以外にも、財源関係で資料があれば是非お出しいただければと思います。

（財政局長）

今年、予算編成の日程がイレギュラーになってしまったために、本来なら3月中に26年度当初予算ができあがっているはずなんですけれども、少し選挙がありまして、4月5月に分かれて全体の作業が出来るというような、日程になっておりますので。先ほども説明させていただきましたけれども、5月補正で肉付けの補正をやって、1年間の予算ができあがるといった段取りで進めておりまして、先ほど見ていただいた27ページの資料につきましても、26年度の補正も合わせました予算を発射台にして、新たな収支概算を作ろうと思っていますので、それをベースにした資料を次回提出させていただきます。その時に補てん財源の考え方ですとか、少し中途半端な説明になりますので、詳細な説明をさせていただこうと思っていますので、よろしくお願いします。

（池田会長）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市長がご指摘をされた、海外の諸状況を見ながらというご指摘もございましたので、渡部委員の専門的な知見を色々と提供いただいて、資料として次回お出しいただく形で、検討の必要があるかと思います。

（渡部委員）

私の本の適当なところを事務局で抜粋していただいて、私が補完して説明出来ればありがたいです。

（池田会長）

またそれは検討させていただくという形で。

他に資料等でこういうものがあればという点について、漏れていましたらご指摘いただきたいと思うのですが。

それと、市民感覚でという点についても、ご指摘いただいたところでして。資料として、市民 1 人当たりどれくらい負担しているかという点も検討していただければなと思います。

それ以外で何かお気付きの点などございませんか。

（渡部委員）

よろしいでしょうか。今会長が言われたようにですね、1 人当たりのコストといいますか、私も年金学者ですから、あまり地方自治のことは詳しくないのですが、年金というのは基本給に関係しますから一般職や官僚、国会議員、あるいは世界を比較したり、地方自治の首長、議会、議員の基本給を比較したり、そういうことをしてきた訳ですね。そういうことを研究した人はあまりいなかった訳ですけども、やはり世界は地方自治ガバナンスと言いましてですね、地方自治は誰のためにあるのかと。地方行政におけるですね、透明性・効率性・公平性というのが非常に大きなテーマになりまして、そうした場合にコストとして、まず議員コスト。その次に首長のコストということが問題になると。そしたら、市なんかはですね、昼間だけじゃなくて夜間も開けばいいじゃないかと。昼間お仕事をもちながら議員もすればですね、100 万の年俸が 50 万、30 万でいいじゃないかと。そういう風になっていきますとですね、住民が非常に特別職のコストについて敏感ですね。ただ、日本はそういうやっとならばばかりであるということで、沢山資料を提出いただいたんですけど、ほとんど明治からの伝統的な行政に基づいてやっていますから、大同小異なんですね。だから、欧米の地方自治は、どういう風にやっているのか、少ないコストで非常に良好な地方自治が充実して実施されている訳ですね。そのあたりを我々はきちんと見て、そうして苦しい国家、地方自治における住民の平穏な生活はどうあるべきか、そういう論点からものを考えていくべきだと思います。

（倉持委員）

よろしいですか。今の渡部委員の話と関連があるんですけども。基本的に行政のコストが小さければ小さいほどいい訳ですけど。特別職についてとりあえず、という話なんですけれども、議員の報酬を下げるのがいいのか、あるいは物事を二次元で考えると、議員の報酬×議員数がコストである訳ですから、議員数が適正なのかということもありますし。また、行政コストを下げればですね、渡部委員に反論するようになるかもしれませんが、外国、特にアメリカであるとか、ヨーロッパのように、政治が金持ちというか、ある程度の収入があって、恵まれた人たちだけのことになる可能性もある訳ですね。ですから、ある程度政治の世界を地方から目指す人にとってもですね、そういう意味では、特に特別職なんかについては、仕事に見合った報酬という側面も私は必要かと思います。そういったことも踏まえてご議論いただければありがたいかなと思います。

（池田会長）

ありがとうございます。倉持委員にお尋ねしますが、仕事に見合った報酬を議論する前提で、次回市長・副市長の考察で議論する訳ですが、先ほど皆さんに問いかけた、副市長の勤務実態、あるいは副市長から職責のありようについて、少し意見交換をするというのはいかがでしょうか。

（倉持委員）

私は副市長に出てきていただかなくとも、事務局の方から大体の仕事の概要を聞いていないと、例えば前の前の東京都知事のように、週に2、3回だけ出てこられるというような、やっぱり地方自治は課題も多い訳です。公務員の方もかつてとは違ってですね、大変厳しい状況の中でお仕事をされておられて、そういった部分について、一定のコスト負担というのは、やらざるを得ないと思うんですね。ただ、能率であるとか効率であるとかは別の側面から見ていかなければいけない訳です。その中で、全体の行政コストを減らすという、判断をしていかざるを得ないと思っている訳です。ですから、仕事の中身が分からないのに、報酬を判断するのかと。どこの首長も同じだと言ってしまうばあれですが、特に大阪市の場合は、本当に色んな課題が大変多いと私自身は判断していますので、そこら辺の実態を少しご説明いただければありがたいです。

（池田会長）

その他、ありますでしょうか。

（生駒委員）

今、お話を伺ってしまして、企業の観点から考えますと、財政赤字だと、社長も社員も含めて、お給料というのは大変厳しくなるのですが、行政という形で今の赤字を考えますと、やはり世界をちゃんと見てあるべき姿といいますか、あるべき形をまずは、合っているか合っていないかも含めて議論して、あるべき論を考えながら。しかし、大阪市の今後の財政はどういう風になっていくんだろう、事業も含めてどうなっていくんだろう。市民の税負担は、どれくらい重なるのだろうと吟味しながら、ではどういう手を打つのかという、二極で考えないといけないのかなと少し思いました。

（池田会長）

あとはよろしいですか。事務局の方で特に確認しておきたい事項がありましたら、伺いたいと思います。よろしいですか。

先ほどざくっとまとめさせていただき、次回までに提出いただく資料についても指摘させていただいた次第です。

（給与課長）

今、ご指摘いただいたところですので、きちっと資料をご用意させていただきたいと思いますし、渡部委員の本の話は、後で個別にお話を聞かせていただけたら大変助かります。

そういうことで、次回の議論に向けて、そもそものあり方というのもございました。年俸制の話、勤務実態の話もございました。今まとめていただいたことで、我々として準備出来る資料は、今お話いただいたこと以外でも、事務局側で調べた上で、ご準備させていただけたらなと思います。

（池田会長）

ありがとうございます。そろそろ時間が迫っていますが、なお追加でご指摘いただける事項がありましたら伺いたいと思いますが。

（渡部委員）

倉持委員から色々ご意見があった訳ですけども。色んな国がありますけれども、地方ガバナンスの確立、公平性・透明性・効率性、地方行政のですね。それは当然、地方立法ですが。それで倉持委員が、金持ちに有利なんてことを言いましたけれども。

（倉持委員）

いえ、有利という訳ではなく、どうしてもね、ニューヨーク市長がお金持ちだとか。給料が低いとか、仕事をもっている人にどうしても、あるいは財産がある方にどうしても限定される可能性が強いと申し上げているんです。

（渡部委員）

そういう点もあるかも分かりませんが。少なくとも、私が調べた範囲ではですね、大きな市でもですね、結構夜間に議会を開催すると。

（倉持委員）

それはまた別の話では。

（渡部委員）

大体、地方行政が充実しているところは、国家の福祉の度合いが充実しているんですね。ですから、日本に欠けているのは公平性・透明性・効率性。もう少しはっきり言えば、住民1人当たりの地方自治コスト、それが2倍3倍だったら私も何も言いませんけどね。1人当たりに換算すると、10倍とかね、それ位ですよ。

(倉持委員)

議員定数の話もありますよね。

(渡部委員)

細かくまたお話してもいいですけど、日本はこう、東京はこうだから大阪は、とか。福岡はこうだから大阪はだとか。非常に類似した発想だけで、ものを決めておるのではなかろうかと。もうちょっと、原点に遡ってですね、地方自治の発祥の地である欧米ですね、どうなのかということからですね、じっくりと本質に迫った方がいいのではないかと考えております。

(池田会長)

ありがとうございます。非常に限られた時間ではございましたけれども、各委員から率直なところをお話ししていただきました。10 月を目途に答申というスケジュール感の中で、かなり濃密な議論を展開しなければいけません。今後、開催回数、中身のありようについてはまた事務局とも検討させていただきます。今後、答申の内容を整理していく中で、客観値というか、特に財政収支といった正確なところを踏まえた上で、有意義な意見交換等を更に深めていきたいと思っております。

まずは、本日の審議会開催にあたりまして、皆様方に本当に貴重なご意見を賜りましたことを、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。